池田泉州TT証券株式会社

お客さま各位

米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」に関するお客さまへのお願い

FATCAとは、米国の外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)のことで、米国人による海外(米国から見た外国)の金融口座を利用した資産隠しや租税回避を阻止することを目的としており、米国外の金融機関に対し、お客さまがFATCA上の米国人、FATCAに準拠しない金融機関であるかを特定のうえ、年次報告等を求める法律です。

当社では、お客さまが所定の報告対象者に該当するか否かを確認するために、口座開設時において税法上の居住国の記入をお願いしています。さらに一定の場合に、運転免許証、登記簿謄本等の通常ご提出いただいている本人確認書類の他に、宣誓文言を含む追加書類のご提出をお願いしています。

なお、FATCAに関する一般的な概要については、日本証券業協会作成の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお知らせ」(別紙)をご参照ください。

以上

# 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

## に関するお知らせ

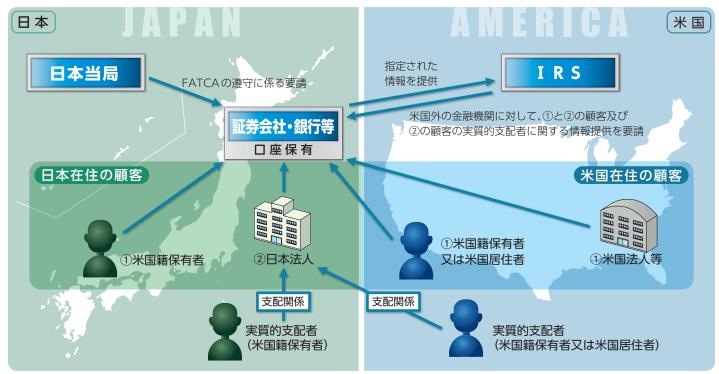
日本の証券会社では、2014年より、米国において成立した外国口座税務コンプライアンス法(以下、「FATCA」といいます。)に係るお客様への手続きを開始することとされております。

FATCAは、米国人や米国法人等による租税回避を防止するためにつくられた法律であり、米国以外の国の金融機関に対して、以下に該当するお客様の口座情報を米国内国歳入庁(以下、「IRS」といいます。)に報告することを求めております。

また、我が国の金融庁及び国税庁は、日本の金融機関に対して、FATCAを遵守することを要請しております。

- ①米国における納税義務のある自然人(米国籍保有者及び米国居住者)、米国法人及びその他の組織
- ②上記①に該当する自然人が実質的支配者\*となっている非米国法人(金融機関を除く) ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。
- \*実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者を指します。 例えば、株式会社について総数の4分の1を超える議決権を有する者や社団法人を代表する権限を有する者などがこれに該当します。 お客様が上記②に該当する場合は、実質的支配者の情報もIRSへの報告対象となります。

### FATCAの制度に関するイメージ



\*日本及び米国以外の国又は地域に在住するお客様も、FATCAの制度の対象となります。



## FATCA に係る手続きについて

①証券会社で実施 される手続きとは?

- ●証券会社所定の書面等により、IRSへの報告対象であるか否かなどをお客様 ご自身に申告いただく場合があります。
- ●お客様がIRSへの報告対象者であるかを確認するため、本人確認書類をご提示 又はご提出いただく場合があります。
- ※お客様がIRSへの報告対象者(下の②の回答を参照)である場合、IRSへの報告に関する同意書をご提出いただく場合があります。

(下の②の回答の B. に該当するお客様については、実質的支配者に関する同意書を含みます。)

※手続きの方法は、証券会社によって異なります。

②IRSへの報告対象となる者とは?

以下のお客様がIRSへの報告対象となります。

#### A. 特定米国人

米国における納税義務のある自然人(米国籍保有者及び米国居住者)、米国法人及びその他の組織を指します。

ただし、以下の米国法人及びその他の組織は特定米国人には含まれないため、 報告対象外とされております。

#### 【報告対象外となる例】

米国上場会社、米国政府、米国非課税団体など

#### B. 一定の非米国法人

特定米国人に該当する自然人が実質的支配者となっている非米国法人(金融機関を除く)を指します。ただし、以下の法人は報告対象外とされております。

#### 【報告対象外となる例】

上場会社、一定の公益法人など

③口座開設後、②に掲 げる報告対象者と なるような状況が 生じた場合(米国転 勤など)はどうすれ ばいいか? IRSへの報告対象となる可能性がありますので、証券会社までご連絡いただきますようお願いいたします。

※米国転勤について、一般的に米国での滞在日数が 183 日以上になると米国居住者に該当する可能性があります。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、グリーンカード保有者(米国永住権所有者)は米国居住者に該当します。

④手続きに協力しない場合はどうなるのか?

FATCA及び日本当局からの要請により、新たに口座開設を予定されているお客様については口座開設をお受けしないこと、既に口座を開設済みのお客様については、日米租税条約上の規定に基づくIRSからの要請があった場合には、日本当局を通じてお客様の情報をIRSに提供することとされております。

